

西宮市粗大ごみ展示・活用施設管理運営要綱

(名称と位置)

第1条 施設の名称と位置

粗大ごみ・展示活用施設（以下「リサイクルプラザ」という。）
西宮市西宮浜3丁目8番 西部総合処理センター内

(目的)

第2条 リサイクルプラザは、粗大ごみ等を修理・再生・再利用を行うことによって、ごみ減量・再資源化意識の高揚を図り、リサイクル社会の形成に資することを目的とする。

(運営方針等)

第3条 (1) リサイクルプラザを用いてできる減量、再資源化及び再生利用に係る啓発に関すること。
(2) 廃棄物の再生利用に関する便宜の供与に関すること。
(3) その他、リサイクルプラザの目的を達成するために必要なこと。

(開館時間)

第4条 リサイクルプラザの開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。
ただし、必要がある時は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 リサイクルプラザの休館日は、次のとおりとする。
(1) 月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）
(2) 12月29日から1月3日まで
(3) 必要のある時は臨時に開館し、または休館することができる。

(利用者の範囲)

第6条 リサイクルプラザを利用できる者は、粗大ごみ等を自ら再利用、再使用しようとする者に限る。なお、小学生以下の者が利用する際は、保護者同伴を原則とする。

(利用申込み)

第7条 リサイクルプラザ修理コーナーを利用しようとする者は、所定の修理コーナー利用申込書（様式第1号）を提出しなければならない。なお施設見学については、受付に了解を得なければならない。

(粗大ごみ等の配布)

第8条 粗大ごみの配布については、次のとおりとする。
(1) 粗大ごみ等を自ら再利用、再使用しようとする者は、所定の再生品配布申込書（様式第2号）または（様式第3号）により無料配布を受けることができる。
また、上記とは別に西宮市民を対象とした月例抽選コーナーを設置する。
(2) 再生用自転車の配布については、西宮市民を対象とした抽選方式とする。
ア. 所定の自転車配布抽選申込書により抽選を受付ける。

- イ. 当選者は自ら再生、再使用することを目的とし所定の再生品配布申込書（様式第4号）により無料配布を受けることができる。
- (3) 再生用自転車及び催し物自転車については、所轄警察署にて盗難届等の照会確認をした車両とする。
- (4) 催し物用自転車の配布については、国家公安委員会規則で定めるところの防犯登録を行い、防犯登録手数料（600円）を徴収する。

（目的外利用の禁止及び使用制限）

第9条 リサイクルプラザの目的に反する行為の他、次に掲げるいずれかに該当するときは、利用を認めない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。（営利を目的とする者）
- (2) 施設、付属設備等を損傷するおそれがあるとき。

（遵守事項）

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設内で火気を使用しないこと。
- (2) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 施設内での物品の販売をしないこと。
- (4) リサイクルプラザ職員の指示に従うこと。

（入館及び利用料）

第11条 リサイクルプラザの入館料及び利用料は無料とする。

（損害の賠償）

第12条 利用者は、施設、付属設備等を損傷し、または滅失したときは、直ちに職員に届け出て、それによって生じた損害を賠償しなければならない。なお第三者に損害を与えた場合も同様とする。

（利用者の自損責任）

第13条 利用者は、自らの過失によって生じた事故、怪我等について責任を負うものとする。

（その他）

第14条 この運営要綱に定めるほか、リサイクルプラザの各コーナー毎の必要な運営事項は、別途定める。

（付則）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。